③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第３号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第４号に該当する者）

年齢区分 / 掛金額区分（平均月額）	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							